

## 平成22年度の介護保険料額

(単位:円)

所得段階	対象となる方	基準額に対する割合	年額
第1段階	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者であって世帯員全員が市町村民税非課税の方	0.5	21,700
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.5	21,700
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	0.75	32,600
特例 第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.91	39,500
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.0	43,500
第5段階	本人市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.08	46,900
第6段階	本人市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.25	54,300
第7段階	本人市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	1.5	65,200

## 平成22年度 介護保険料額 について

65歳以上の方の平成22年度介護保険料額は左表のとおりです。

納め方と通知の時期  
すでに年金からの天引きが始まっている方  
4月、6月の年金からも2月の年金天引額と同額の保険料が天引きされます。  
特別徴収開始通知書が届いた方

お知らせした額で4月または6月の年金から天引きが開始されます。  
前記以外の方  
7月に納入通知書を送付します。納期は7月末から来年度2月末までの各月(8回)です。また、年度途中に65歳に到達した方や町外から転入して来た方には、7月以降、随時、納入通知書を送付します。  
(注意) との方にも7月に介護保険料額決定通知を送付しますので、再度保険料額の確認をお願いします。  
福祉課介護保険管理係 ② 2 1 2 4

## 新幹線側道の一方通行化

このたび東北新幹線の小室地区内(地図参照)で、新たに一方通行区間を設けました。事故防止のため、ご協力をお願いします。

生活安全課 ② 2 2 8 3



## 4月19日から高齢運転者等専用駐車区間制度が施行されます

### 制度の概要

高齢運転者等専用駐車区間制度とは、公安委員会が指定した駐車または停車禁止区間において、公安委員会から交付された標章(高齢運転者等標章)を普通自動車に掲げることにより駐車または停車することができるとする制度です。

### 設置予定場所

官公庁、病院、福祉施設、公園その他の不特定多数の者が利用する施設のうち、高齢者

等が日常生活において頻繁に利用する施設の周辺道路です。  
制度(高齢運転者等標章)の対象者

次の(1)~(4)に該当し、かつ、普通自動車の使用に係る方

- 普通自動車運転免許を保有している年齢70歳以上の方
- 普通自動車運転免許を保有しており、聴覚障害を理由に運転免許に条件が付されている方

(3) 普通自動車運転免許を保有する方

有しており、肢体不自由を理由に運転免許に条件が付されている方

(4) 普通自動車運転免許を保有しており、妊娠中または出産後8週間以内の方

その他制度の詳細

制度の詳細については、最寄りの警察署交通課または警察本部交通規制課(☎8320110代表)にお問い合わせください。(平日の8時30分~17時15分)

# 子ども手当の支給について

平成22年4月から、子ども手当制度が始まります。  
 子ども手当は、中学校修了前までの子どもを養育している方に対し、  
 子ども1人につき月額13,000円が支給されます。(所得制限なし)  
 手当を受けるには、申請が必要です。

平成22年3月31日時点の児童手当受給状況により手続きが異なりますので、  
 下の表でご確認ください。

☎ 福祉課児童係 内 2160



平成22年3月31日時点の児童手当受給状況について	子ども手当の申請と支給について
児童手当を受給していた方で、12歳以下の小学校修了前の子どものみだった	申請不要 平成22年4月1日において、子ども手当の支給要件に該当する方には、子ども手当の認定請求があったものとみなし、4月分から支給します。
児童手当を受給していた方で、小学校修了前の子どもの他に、13歳または14歳の子どもがいた	額改定認定請求が必要 平成22年4月1日において、中学生の子どもを養育していることにより、子ども手当の額が増額する方で、平成22年9月30日までに額改定認定請求があった場合は、4月分から増額改定します。 4月下旬に、対象のお子様がいる方に書類を送付します。
児童手当を受給していなかった方、または手当の支払差止や認定請求書保留であった方 ・小学校修了前の子どもはいなかったが、13歳または14歳の子どもがいた ・小学校修了前の子どもがいたが、所得制限に該当していた ・児童手当が支払差止となっていた ・児童手当認定請求書が不足書類等の不備で審査保留だった	新規認定請求が必要 平成22年4月1日において、子ども手当の支給要件に該当する方で、平成22年9月30日までに認定請求があった場合は、4月分から支給します。 4月下旬に、対象のお子様がいる方に書類を送付します。

- (注意) ・子ども手当の受給者は、父母の生計維持等の状況が変わらない場合、児童手当の受給者から変更はできません。  
 ・お子様の住民票が伊奈町にない場合、福祉課から請求書の送付はありませんので、お申し出ください。  
 ・平成22年4月1日以後において、子ども手当の支給要件または増額に該当することとなった方は、申請日の翌月分から手当の支給または増額改定をします。  
 ・公務員の方は、勤務先で手続きをしてください。

## 「人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県」 (スローガン)

### 春の全国交通安全運動 4月6日(火)～15日(木)

保護者の方は、新入学(園)児に対して、交通ルールを具体的な言葉で繰り返し教え、お手本となる行動をとりましょう。

高齢者の方は、自己の運動能力や身体機能の変化を的確に認識しましょう。

自転車の飲酒運転や二人乗り、傘差し運転、携帯電話使用等の危険な運転はやめましょう。

### 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(土)

この機会に、自転車・車の安全利用や歩行時の交通安全について改めて見直し、悲惨な交通事故を起こさない・遭わないよう、注意して行動しましょう。

特別児童扶養手当は、一定の障害のある20歳未満の子どもを育てている方に支給される制度です。  
 ただし、次の場合は支給されません。  
 ・申請する方や子どもが日本国内に住所を有しないとき  
 ・子どもが障害による公的年金を受けられることができるとき  
 ・子どもが児童福祉施設等に入所しているとき  
 ・支給額(1人につき月額) 重度の場合↓50,750円  
 中度の場合↓33,800円  
 手当ては、4月・8月・11月の年3回に分けて、4か月分ずつ支払われます。  
 所得制限がありますので、該当する場合はご相談ください。(外国人の方も受給できます)

特別児童扶養手当所得制限限度額

扶養人数	本人	配偶者・扶養義務者
0	459万6千円	628万7千円
1	497万6千円	653万6千円
2	535万6千円	674万9千円
3	573万6千円	696万2千円

所得制限未満の場合に支給となります。  
 一律控除(8万円)のほか、諸控除が受けられる場合があります。  
 受給資格者になられた方は、年1回所得状況届の提出が必要です。

1 2 2  
 2  
 ② 福祉課障害者福祉係 内 2  
 ます。  
 )  
 手当は、申請をした翌月からの対象となります。また、支給要件に変更があった場合(転入・転出・氏名変更・児童数の増減など)は、お申し出ください。

## 特別児童扶養手当制度について